主 文

- 1 原告の請求をいずれも棄却する。
- 2 訴訟費用は原告の負担とする。

事実及び理由

第1 請求

被告が、原告の平成10年3月分の源泉所得税について平成11年3月31日付けでなした源泉所得税34万6181円の納税告知処分及び不納付加算税3万600円の賦課決定処分並びに被告の平成10年4月分から平成10年9月分までの源泉所得税144万6148円の納税告知処分及び不納付加算税16万4000円の賦課決定処分をいずれも取り消す。

第2 事案の概要

本件は、被告が、外国人芸能人のあつ旋仲介業を営む原告が、フィリピン共和国においてフィリピン国籍の芸能人の紹介を行う者に対して支払った金員は、所得税法161条2号に規定する国内源泉所得にあたるとして、原告に対し源泉徴収にかかる所得税の納税告知処分及び不納付加算税の賦課決定処分をしたのに対し、原告が、前記金員は国内源泉所得にあたらないとして、これら処分の取消しを求めた事案である。

1 争いのない事実等

(1) 原告は、フィリピン国籍の外国人を芸能タレントとして日本に招へいし、 そのタレントを原告が契約する日本国内の出演店に派遣する業務を行う有限会社で あり、Aは、原告の代表取締役である(争いがない。)。

のり、人は、旅台の代数以間区である(すびがない。)。 (2) 原告が、フィリピン国籍のダンサーやシンガーなどの芸能人(以下、単に「タレント」という。)を採用する手続の概略は、以下のとおりである。 ア 原告は、フィリピンで採用した従業員などの情報に基づき、現地人からフィリ

ア 原告は、フィリピンで採用した従業員などの情報に基づき、現地人からフィリピン国籍のタレント候補の紹介を受け(以下、原告にタレント候補を紹介する現地人を「現地紹介者」という。)、これら紹介を受けたタレント候補とAが直接面接して採否を決める(争いがない。)。

ウ 原告が採用したタレントは、原則的に3か月間日本に滞在した上、1回(3か月間)在留許可の更新を受けて、通算6か月間日本に滞在して芸能活動を行い、6か月経過後に帰国することとしている(弁論の全趣旨)。

(2) (3) のとおりである(弁論の全趣旨)。 オ また、日本において6か月間芸能活動を行って帰国したタレントを、再度来日させて芸能活動をさせる場合、当該タレントの現地紹介者は、原告から、新たに前記の約定により最大6か月分の本件手数料を受け取ることになっている。平成10年3月から同年9月までの、日本を出国した後再度入国したタレントに係る本件手数料の支払状況は別表3のとおりである(弁論の全趣旨)。

(3) 所得税法161条2号は「国内において人的役務の提供を主たる内容とする事業で政令で定めるものを行なう者が受ける当該人的役務の提供に係る対価」は、国内源泉所得に該当する旨規定し、同法施行令282条1号は、上記「政令で定めるもの」の一つとして「映画若しくは演劇の俳優、音楽家その他の芸能人又は職業運動家の役務の提供を主たる内容とする事業」を定め、所得税法164条は、

非居住者に対し、同法161条2号に規定する国内源泉所得に課税する旨を規定している。

(4) 被告は、現地紹介者は同法161条2号に定める「国内において人的役務の提供を主たる内容とする事業」(上記政令中の、芸能人の役務の提供を主たる内容とする事業)を行う者に該当し、本件手数料は、同号に規定する対価として国内源泉所得にあたるとして、別表1記載のとおり、平成11年3月31日付け第1169号で、原告に対し、非居住者源泉所得税の平成10年3月分として本税34万6181円の納税告知処分及びこれに対する不納付加算税3万6000円の賦課決定処分を行い、同日その旨原告に通知し、同日付け第1170号で、原告に対し、非居住者源泉所得税の平成10年4月分から同年9月分として、本税の合計144万6148円の納税告知処分及びこれに対する不納付加算税の合計16万4000円の賦課決定処分を行い(以下、これらの処分を「本件各処分」という。)、同日その旨原告に通知した(争いがない。)。

原告は、本件各処分を不服として、被告に対し、平成11年5月27日異議の申立をしたところ、被告は、同年7月8日、異議申立をいずれも棄却する旨の決定をし、さらに、原告は、同年8月6日、国税不服審判所長に対し、本件各処分について審査請求をしたが、同所長は、平成12年3月17日付けで、これを棄却する旨の裁決をし、同月22日、この裁決書謄本が原告に到達した(争いがない。)。(5) なお、原告は、本件に先立つ税務調査において、インターナショナルプロモーションに対して支払ったワンタイムコミッションについては、国内源泉所得にあたる旨の指摘を受け入れて、自主的に源泉所得税を納付した(弁論の全趣旨)。2 争点

原告が現地紹介者に対して支払った本件手数料は、所得税法161条2号に規定する国内源泉所得にあたるか

(原告の主張)

(1) 本件手数料が所得税法161条2号に規定する国内源泉所得にあたるというためには、現地紹介者が同号所定の「国内において人的役務の提供を主たる内容とする事業」を行う者に該当することが前提とされる。そして、同号にいう事業の該当性は、一般社会通念によって判断するほかないが、これを決めるにあたっては、営利性・有償性の有無、継続性・反復性の有無、自己の危険と計算における企画遂行性の有無、その取引に費やした精神的あるいは肉体的労力の程度、人的・物的設備の有無、その取引の目的、そのものの職歴・社会的地位・生活状況などの諸点が検討されるべきである。

一しかるところ、現地紹介者は、単なる現地の市井人であって、単にタレントを原告に紹介するにすぎず、タレントの日本国内における人的役務の提供については何ら責任を負うものではないから、前記の意味における事業を営んでいないのは明らかである。

また、タレントの報酬金額や日本での生活費等の条件は、原告とタレント等の間で交渉がなされ、現地紹介者は一切これらに関知せず、出国手続もインターナショナルプロモーションが原告の依頼に基づいて行っているのであって、原告と現地紹介者の間の契約は、タレントを紹介したことに対して手数料を支払う一種の民事仲立(媒介)契約にすぎず、何ら日本国内における人的役務の提供について定めるものではない。このような契約の規定内容から見ても、現地紹介者は、タレントの国内における人的役務の提供について管理、支配を行うものではなく、いわんや、タレントの国内における人的役務の提供を主たる内容とする事業を行っている者にはあたらない。

- (2) 前記の本件手数料の支払方法は、表見的にはタレントの日本における稼働期間と連動しているようにみえるが、これは、日本人とは社会的環境や道徳観、価値観が異なり、約束を反故にすることに抵抗も感じない現地人タレントが、約束した期間を破った場合に備え、現地紹介者に対しても何らかの担保措置をとらざるを得ないため、紹介手数料を分割払いとしているのであって、実質的にタレントの稼働期間と連動しているものではない。現地紹介者に対する手数料をどのように支払うかは、まさに原告と現地紹介者との間で自由に決定されるべきものである。
- (3) 一度入国させたタレントを再入国させるにあたって、現地紹介者に再度手数料を払っているのは、現地紹介者が、原告にとって重要な情報源であって、これを大切にしなければならず、最初の紹介者を無視することは、現地人の風俗、習慣から逸脱するばかりか、別の有望なタレントの紹介を受けるという原告の将来の利益を自ら捨て去ることになるからである。

- (4) 被告は、本件手数料はタレントの報酬に比較してかなり高額であり、単なる紹介に対する対価としては不相当に高額であると主張するが、タレントの素質、器量等によって、その紹介料に差がつくのは当然であって、報酬及び紹介料をいくらにするかは契約自由、私的自治の原則が支配するところである。
- (5) 同じ被告の所轄管内で、原告の同業者に対しては現地紹介者に対する手数料が国内源泉所得として課税されておらず、また、広島、東京における同業者に対しても同様であって、原告に対する本件各処分は租税平等の原則に反するものである。

(被告の主張)

- (1) 現地紹介者は、原告に対し、タレントを、日本国内の飲食店等において芸能活動を行わせるために紹介し、原告は、その対価として、現地紹介者に対し、マネージャーコミッションと称する本件手数料を支払っているが、この現地紹介者の行為は、原告の依頼によりタレントのフィリピンからの出国手続を行い、対価としてワンタイムコミッションの支払を受けるインターナショナルプロモーションの行為とあいまって、原告からのタレント招へいの要請に応じてフィリピン国籍のタレントを興業目的で日本へ派遣し、日本国内において芸能人の人的役務の提供を主たる内容とする事業を行うために必要不可欠な一連の行為を形成しており、したがって現地紹介者に支払われた本件手数料も、国内源泉所得に該当する。
- (2) 本件手数料が国内源泉所得に該当することは、次の諸点に照らしても明らかである。
- ア 本件手数料の支払方法は、タレントのフィリピン出国時に6分の1が支払われ、残りの6分の5は、日本国内の飲食店等においてタレントが芸能活動を行った期間に応じて、タレントの日本からの出国時又は出国後に支払われるというものであって、このことからすれば、本件手数料が単に原告とタレントとを引き合わせたことに対する対価にとどまらず、現地紹介者が、契約期間(通常6か月間)を通じてタレントが飲食店等において芸能活動を続けることについて責任を負い、上記期間にわたって芸能活動をさせたことに対する対価であって、すなわち、現地紹介者がタレントによる芸能活動という人的役務を提供した事業に係る対価というべきである。
- イ 現地紹介者は、原告によるタレント等の採用決定からフィリピン出国までの間、タレント等に電話をかけるなどして確実に日本へ向けて出国するよう働きかけるなどしていた。。
- ウ 現地紹介者の中には、タレントに対する報酬と自らへの本件手数料について交渉を行う者もおり、あるいは、タレントに対する報酬と現地紹介者に対する者もい数料とでは、一方が高額になれば他方がその分減額されるという関係にある者もいた。現地スタッフに対するタレントの初回報酬と現地紹介者に対する手数料との支払に関する指示メモ中の記載は、各支払の合計をサラリーとして記載するにとどまり、各支払の区別がなされていない。このような事実は、とりもなおさず、タレントに日本国内の原告契約飲食店等において芸能活動をさせることについて、原告の相手方として、本件現地紹介者とタレントとが一体となっていることを示すものであり、タレントとこのような関係にある現地紹介者は、タレントによる芸能活動という人的役務の提供をする事業を行い、その対価として、本件手数料を受け取ったものと解される。
- エ 日本の飲食店等において6か月間芸能活動を行った後、いったんフィリピンへ帰国したタレントに、再度来日させて飲食店等において芸能活動をさせる場合、当該タレントの現地紹介者は、原告から、新たに6か月分の本件手数料を受け取ることになっているが、これは、現地紹介者を通さなければ、タレントの日本への再入国も、また原告がタレントと直接交渉することもできず、現地紹介者がタレントに対して支配権を有することを示すものである。こうした事実からも、本件手数料が単にタレントの紹介に対する対価にとどまるものでないことが明らかである。
- オ 本件手数料の金額は、タレントが6か月間日本国内の飲食店等において芸能活動を行ったことに対する対価に比して極めて高額であって、上記手数料は、正に、本件現地紹介者がタレントに飲食店等において芸能活動を行わせることに対する対価と認められる。

第3 争点に対する判断

1 原告は、本件現地紹介者は単なる現地の市井人であって、原告にタレントを紹介するにとどまり、それ以上にタレントの日本国内における芸能活動に支配を及ぼすなどして人的役務の提供に関する事業を行う実態を有しないから、所得税法16

1条2号が定める「国内において人的役務の提供を主たる内容とする事業」を行う者に該当せず、原告と現地紹介者間の契約の内容も、日本国内におけるタレントの芸能活動に関する人的役務の提供について定めるものではないことなど、前記争点欄の(原告の主張)に記載したとおり主張する。

しかし、前記「争いのない事実等」欄記載の諸事実と証拠(甲1号証ないし7号証、乙5号証、原告代表者本人)及び弁論の全趣旨によって検討してみると、以下の諸点を指摘することができ、これらの諸点に照らせば、原告の上記主張は採用できないといわなければならない。

(1) 原告が現地紹介者に支払う本件手数料は、前記のとおりタレントがフィリスを出国した際に、その6分の1が支払われ、当該タレントが予定どおり日本の飲食店等において6か月間芸能活動を継続した場合には、タレントの飲食店等において6か月間芸能活動を継続した場合には、の飲食店等において6か月間芸能活動を継続した場合には、のり食店等において6か月間に活動を担ける芸能活動が病気や逃亡などによって6か月間に満たないた場合には、のではは、一次の飲食によりの5の残額の一部が支払われていたものなが、本にものでは、単なないのでは、単なないがですが、本ので全額が、本のででは、単ないのでは、単ないのでは、単ないのでは、単ないのでは、でである内のでは、は、いるでは、は、いるのでは、は、いるのでは、いるでは、いるの

原告は、本件手数料について上記の支払方法がとられている理由について、前記のとおり、現地の契約観念の希薄さに対処するためのものである旨主張するが、そのような事情によることと、本件手数料に関する上記の理解は相容れないものではないし、むしろ、その主張にかかる事情は、単なる紹介に対する報酬としては、本件手数料の全額を支払うことができる前提を欠くような実態が存在することを窺わせるものとも解されるのである。

(2) また,前掲各証拠及び弁論の全趣旨によれば,現地紹介者の中には,タレントに出国準備を働きかけたり,タレントの報酬の交渉に関与する者がいること,タレントが飲食店等から逃げ出してしまったり病気になったりしてらから認らなくなったときには現地紹介者に対して連絡がされるになっていたこと,さらに,現地紹介者から紹介を受けたタレントを採用したが日本で芸能活動を行って帰国した後,再度来日させて芸能活動をさせる場になって帰国した後,再度来日させて芸能活動をさせる場所とは、新たな紹介行為をするまでもなっており、合いの方法をは、まり最大の方法をは、新たな紹介行為をすることになっており、の方法をは、その招へい行為は当該現地紹介者を介して行わなければならないとされるの方法によが認められるのであり、これらの諸事情は、現地紹介者が、タレントとの方法を背景として、当初の紹介行為のみにとどまらず、それ以後の同人の日内における芸能活動について、一定の支配を及ぼしていることを示す事情とができる。

(3) 原告は、前記のとおり、現地紹介者は単なる現地の市井人であって、そのような市井人が行う単なるタレントの紹介行為は、人的役務の提供と趣旨に該当すべき実態がない旨主張するが、前掲各証拠及び弁論の全趣ように、現地紹介者は、別表2(2)(3)及び別表3の記載から明らかな入りに、世級名のタレントを扱って(3)及び別表3の記載から明らかて入ります。 数名のタレントを扱って(3)及び別表3の記載から明らかて入ります。 数名のタレントを扱って(詳細は別表4の「現地紹介者別タレントの紹介といる者が大多数であって(詳細は別表4の「現地紹介者別タレントの紹介といる者が、翻って考えてみても、外国で稼働するためのタレントの紹介といる事業に、 の特殊な性質に照らせば、そのような紹介行為が単発的、偶発的に行われる選挙は、 の特殊な性質に照らせば、そのような紹介行為が単発的、偶発的に行われる選挙にあるが、一定の情報力と管理力を備えた者こそがこれをようで紹介といる実践に、 したがって、原告の上記の主張も採用することがで きない。

(4) 原告は、原告の同業者に対しては、現地紹介者に対する手数料が国内源泉所得として扱われていない例があると主張し、原告代表者はこれに沿う供述をするが、これを裏付けるべき証拠は提出されず、反対趣旨を述べる乙5号証の供述記載 とも対比すると、なお原告の上記主張は採用することができない。 2 以上に認定、説示したとおり、本件手数料は、国内においてタレントの芸能活 動という人的役務の提供を主たる内容とする事業を行う者と認められる現地紹介者が受けた、当該タレントの人的役務の提供にかかる対価に該当するから、それは所 得税法161条に規定する国内源泉所得にあたり、原告は、非居住者である現地紹介者に対し国内源泉所得の支払をする者であるから、同法212条により源泉徴収 義務を負う。

第4 結論

以上のとおりであって,本件各処分は適法であり,原告の請求はいずれも理由が ないからこれらを棄却することとし、訴訟費用の負担につき行政事件訴訟法7条, 民訴法61条を適用して、主文のとおり判決する。 岐阜地方裁判所民事第1部

裁判長裁判官 中村直文

裁判官 末永雅之 裁判官 加藤靖